

< 石狩市介護保険住宅改修費支給申請の手引き >

1 対象となる方

石狩市の介護保険の被保険者で、以下の要件を満たす方

要介護認定を受けていて、**認定有効期間内**である

認定申請中の方も事前申請はできますが、**認定が付かなければ住宅改修費の支給はされません。事後申請は、認定後**にお願いします。

住宅改修を実施しようとする住宅が、**介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住している**

被保険者本人が**在宅**である（入院・入所中、外泊は不可）

入院・入所中だが退院・退所が決まっているので、それに合わせて住宅改修を行う場合は、退院・退所前に申請することができます。**申請時にお伝え下さい。**

2 申請の流れ

1．利用者とケアマネジャーが相談

2．施工事業者の選択・見積もり依頼

3．申請書の作成

利用者の状態に合わせてケアマネジャーが理由書を書き、申請書類を作成します

ケアマネジャーが利用者から住宅改修の理由書作成のみを受けている場合は、申請時に市にお伝えください。 工事完了後に送付する請求書にて、市に手数料をご請求いただきます。

4．市へ着工前に事前申請

申請内容により**即日～一週間程度**、審査のお時間を頂きますので、着工予定日までに余裕をもって申請をお願いいたします。

5．審査

申請内容が要件を満たしているか、審査します。

6．承認

審査の結果、申請が要件を満たしていれば、住宅改修工事の着工を承認します。

7．着工

必ず承認後に着工するようお願いします。事情により、承認を申請時に即日で行わなかった場合であっても承認後に着工するよう、お願い致します。

8．工事の完了

工事完了時に、利用者から施工業者へ工事費用を支払います。受領委任払（施工業者が住宅改修費を立て替える）の場合は工事費の1割、2割または3割、償還払（利用者が市に住宅改修費を請求する）の場合は全額となります。

9．事後申請

着工前の申請内容通りの工事があったことの申請をしていただきます。

10．審査

11．承認

12．住宅改修費の支給...工事費用の9割、8割または7割

3 申請に必要な書類

< 事前申請 >

住宅改修費支給申請書

工事費見積書（住宅改修費の支給対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの）

住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターが作成したもの）

改修予定箇所の改修前の状態が確認できる日付入の写真

段差解消の場合、メジャーあてが必要です。

改修予定の住宅の平面図（住宅内での改修箇所の位置関係を確認できるもの）

住宅の所有者の承諾書（住宅改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）

< 事後申請 >

住宅改修費支給請求書

住宅改修に要した費用の領収書（原本。コピーは不可）

工事費内訳書（住宅改修費の支給対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの）

改修前後の日付入の写真（改修前後で同一箇所の改修であることが確認できるもの）

段差解消の場合、メジャーあてが必要です（段差がなくなった場合も必要）。

石狩市の申請様式や受領委任払の契約事業者等は、HP から閲覧・ダウンロードできます。

4 支給上限額

一人の被保険者に対し、一軒の住宅につき、20万円を上限に費用の9割（18万円まで）、8割（16万円まで）または7割（14万円まで）が支給されます。

例外として、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、後掲「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前の住宅改修費の支給額にかかわらず、改めて支給上限額（20万円）までの支給を受けることが可能となります。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1または要支援2
第一段階	要支援1

5 住宅改修費の支給対象となる工事類型

以下の5つの類型に該当するもののみが対象となります。

手すりの取り付け

和式便器の洋式便器への取り替え、及びその際の洗浄機能付き便座の設置（便器の取り替えにともなう場合に限る）

段差の解消

床材変更（滑りにくい床材に変更する場合）

引き戸などへの扉の取り替えや、ドアノブの取り替え

各類型についての Q&A...過去にあった具体例

<手すりの取り付け>

Q - 1 手すりの下地補強工事は、支給対象となるか。手すりの取り付けの際、壁紙を剥がして張り替えた場合はこれも対象となるか。

A 下地補強、及び手すりの取り付けに付随する範囲での壁紙の張り替えは、支給対象となります。

Q - 2 手すりなどを住宅内の家具に取り付ける工事は、支給対象となるか。

A 住宅改修は住宅に加工する工事なので、家具への手すりなどの取り付けは支給対象外です。

Q - 3 便器を囲んで使用する手すりは、支給対象となるか。

A 取り付け工事で床に固定する場合は、支給対象となります。

Q - 4 以前に住宅改修で取り付けした手すりを、被保険者の現在の体の状態に合わせて付け替える工事をしたいが、支給対象となるか。

A 元からある手すりを付け替える場合は、付け替え工賃のみが支給対象となります。

Q - 5 既存の手すりが破損しており危険なため、撤去し新たに手すりを取り付けたいが、支給対象となるか。

A 老朽化等による手すりの取り替えは支給対象外です。

ただし、被保険者の身体状況の変化が理由で既存の手すりの取り替えが必要な場合は支給対象となります。

またその場合、既存の手すりの撤去に係る費用も付帯工事として支給対象となります。

< 段差の解消 >

Q - 6 玄関などの段差解消のための式台設置は、支給対象となるか。

A 式台設置は、取り付け工事で金具などを用いて**玄関の床に台を固定する場合には**、支給対象となります。

Q - 7 玄関から道路に至るまでのスロープの設置は、支給対象となるか。

A 道路に至るまでのスロープ設置も、支給対象となります。

< 床材の変更 >

Q - 8 滑り止めマットの取り付けは、床材変更として支給対象となるか。

A マットやノンスリップの取り付けも、床や階段に接着剤を用いて貼り付けたり、金具を使うなどして**固定する場合は**、支給対象となります。

< 引き戸への取り替え >

Q - 9 重い引き戸を開き戸などに替える工事は、支給対象となるか。

A 既存の引き戸が重いという理由であれば、利用者の身体の状態・動静に応じて**より軽い引き戸への取り替えは**、支給対象となります。

Q - 10 車いすでの移動に応じたトイレなどの引き戸への取り替え工事の際、ドアの間口を拡大する工事は支給対象となるか。

A 支給対象となります。

< その他 >

Q - 11 浴室全体を、ユニットバスに改装する場合、住宅改修の支給対象となることはあるか。

A ユニットバスのうち、**住宅改修の工事類型に該当する部分が**上限金額の範囲内で対象となることがあります。事前に市へご相談ください。

Q - 12 便器の取り替え・手すりの取り付けを含む、トイレ全体の改装工事は支給対象となるか。

A **住宅改修の工事類型に該当する部分**については、上限金額の範囲内で支給対象となります。

事前に市へご相談ください。

Q - 13 住宅改修の類型に当てはまる工事の着工後に、介護保険の住宅改修費を申請できると知った。この場合、着工後ではあるが申請を出せば、当該工事は支給対象となるか。

A 着工前の事前申請・承認がなければ支給対象とはなりません。

Q - 14 一般的に、「付帯工事」に含まれる工事とは、どのようなものか。

A 住宅改修の類型別の工事に必要不可欠な範囲のものとなります。

住宅改修工事の「ついで」「オプション」として行うものは支給対象外です。

Q - 15 既存の住宅設備を新装する工事は、支給対象となるか。

A 住宅改修はあくまで利用者の体の状態に合わせて行うものですので、新装工事は支給対象外です。

Q - 16 壁紙の張り替えや床の張り替えを伴う住宅リフォーム・バリアフリー工事を計画しているが、その一部が介護保険の住宅改修工事（手すりの取り付けなど）に該当する場合、支給対象となるか。

A 対象となる場合もありますが、申請書類に添付していただく工事前・工事後の写真で、同一住宅の同一箇所の工事であることが確認できなければなりません。壁紙の張り替えや床の張り替えなどを伴う場合、張り替え後・手すりなど取り付け前の写真を事前申請で出していただく必要があります。事前に市にご確認ください。

Q - 17 被保険者が子等の住宅に一時的に身を寄せている場合、支給対象となるか。

A 被保険者の住民票上の住所地における住宅改修のみが支給対象となります。